

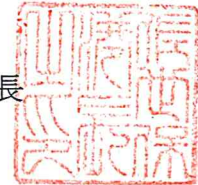
## 港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により公示する。

なお、本公示により、港長公示第2号（平成4年6月1日）は廃止する。

平成30年1月31日

佐世保港長



### 佐世保港第三区における航泊の禁止について

佐世保港第三区において貨客船ベルアベド号（12,006トン）が沈没しているため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

### 記

#### 1 時期

平成30年1月31日から該船引き揚げ完了まで

#### 2 区域

高後埼灯台（6261）から、真方位90度3.700メートル（北緯33度06分07秒、東経129度42分22秒、概位）を中心とした、半径250メートル以内の海域

#### 3 禁止事項

##### （1）船舶の航行

喫水10メートル以上の船舶

##### （2）船舶の錨泊

すべての船舶

#### 4 標識

沈没位置には、灯浮標1個（標体塗色黄色、灯質4秒間1閃光、灯色黄色）を設置している。